

令和6年度クルーズ旅客等の市内回遊促進プログラム  
 (横浜市クルーズ・フレンドリー・プログラム) 業務委託質問書に対する回答

公表日：令和6年2月13日  
 横浜市にぎわいスポーツ文化局観光振興課

		質問内容	回答		
仕様書	業務概要	ターゲット 1	対象者の確認は何を用いて行われるか？	加盟店舗において、プログラムウェブサイト掲載のロゴ、またはプログラムマップの提示により対象者と判断しています。	
		2	覆面調査時に上記の確認方法を使用して良いか？	はい、覆面調査時には加盟店舗において、プログラムウェブサイト掲載のロゴ、またはプログラムマップを提示していただきます。	
		3	説明会はweb 開催可能か？ 対面の場合、実施場所は受託者用意となるか？	対面での実施としています。Web開催は不可です。実施場所については、ご認識のとおり、受託者が用意します。	
		4	月例報告時の指定様式はあるか？ 実績は何をもって対象とカウントさるか？	指定様式については問いません。 実績については仕様書に記載の通りです。	
		5	年次報告書の指定様式はあるか？ また、履行期間中に提出とあるが、令和7年3月31日までの実績を履行終了日である当日中に提出する事となるか？	指定様式については問いません。 提出日等については、ご認識のとおりです。	
		6	電子データの納品は第三者の大容量データ送信サービスを使用して差し支えないか？	データ漏洩の可能性があるため、第三者の大容量データ送信サービスの使用はお控えください。横浜市にも大容量データ送信サービスのご用意があるため、そちらを使用いただくか、仕様書に記載のとおり、必要に応じてCD-RまたはDVD-Rで納品をお願いします。	
		7	支給されるロゴデータは ai 形式パスデータの認識で良いか？	市が支給するデータはPDF形式データとなります。	
		8	プログラムマップは既存データを改版となるか？新規デザインが必要か？ 「プログラムマップの制作にあたっては、令和5年度に制作したプログラムマップ(日・英)のデータの提供を委託者から受けることができる。」となっているが、どのようなデータ形式となるか？ 文字編集可能な状態での支給となるか？	プログラムマップは既存データの改版でも新規デザインでも構いません。既存データの改版の場合でも、マップ作成時の加盟事業者店舗数等により、軽微なデザイン変更が必要となる場合がありますのでご承知おきください。 既存のデータについては、ai形式データで文字編集可能な状態のものです。	
		9	プログラムマップ(日・英)	横浜観光コンベンション・ビューローの横浜ビクターズガイドデジタルデータを利用する場合、先方の利用規約に「利用料の支払いについて、横浜市文化観光局観光 MICE 振興部が主催する取組みに限り減免することができます。」となっているが、本事業は「MICE 振興部が主催する取組み」に該当するか？	本事業は「横浜市文化観光局観光MICE振興部が主催する取組み」に該当します。 ※機構改革により、2023年4月1日より文化局観光局観光MICE振興部はにぎわいスポーツ文化局観光MICE振興部に変更しています。 横浜観光コンベンション・ビューローにも、利用規約内の名称変更について同時に伝えてあります。
		10	フルカラーについては4色プロセスカラーのみで特色の指定はないか？	特色の指定はありません。	
		11	簡易色校正については本機でなくても問題ないか？	本機でなくても問題ありません。	
		12	プログラムのウェブサイトの制作	現行の業者からサーバーを引き継ぐ場合、必要データは一式共有頂ける認識でよいか？ htmlデータ、配置画像データなど。	ご認識のとおりです。